

埼玉県立歴史と民俗の博物館学校体験プログラム・サポートスタッフ設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県立歴史と民俗の博物館（以下「博物館」という。）と学校との連携の強化並びに学校体験プログラム等の充実と円滑な実施に資することを目的に、博物館学校体験プログラム・サポートスタッフ（以下「サポートスタッフ」という。）を設置する。

(サポートスタッフの種別)

第2条 サポートスタッフとして次の各号に掲げるものを置く。

- 一 シニアサポートスタッフ
 - 二 学生サポートスタッフ
- 2 館長が必要と認める場合は新たな種別のサポートスタッフを置くことができる。

(活動内容)

第3条 サポートスタッフは、博物館職員と連携して次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 学校団体の博物館利用時の対応
 - 二 ゆめ・体験ひろばにおける体験学習の助言及び補助
- 2 前項に掲げるもののほか、博物館は事業の実施に際しサポートスタッフに対して可能な範囲での協力を求めることがある。

(報酬等)

第4条 サポートスタッフには報酬、交通費及び食費等は支給しない。

(募集)

第5条 博物館は毎年度必要と認められる人数のサポートスタッフを募集する。募集について必要な事項はその都度館長が定める。

(資格)

第6条 前条の募集に応ずることができるのは以下の条件を全て満たす者のみとする。

- 一 シニアサポートスタッフ
 - ア 博物館と学校との連携事業に理解と関心を有する者
 - イ 心身ともに健康で博物館における活動に無理なく参加できる者
 - ウ 博物館体験学習ボランティアを5年以上経験し、学校対応及び体験活動等に習熟していると館長が認める者
- 二 学生サポートスタッフ
 - ア 前項ア及びイの条件を満たしている者
 - イ 大学の教員養成課程等に在籍する年齢満18歳以上の学生である者

ウ 学校教育に深い関心を持ち積極的に児童生徒に関わる者

エ 博物館が実施する所定の研修等を修了している者

(応募方法)

第7条 サポートスタッフへの登録を希望する者は、様式第1号のサポートスタッフ登録申請書を別に定める期間内に館長に提出しなければならない。

(登録)

第8条 館長は前条の申請書について必要な審査を行い、適当と認めた者をサポートスタッフとして様式第2号のサポートスタッフ登録簿に登載することができる。

2 登録期間は登録日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、更新を妨げない。

(登録の辞退、休止及び復帰)

第9条 サポートスタッフが登録の辞退又は活動の休止及び復帰を希望する場合は、様式第3号の登録辞退(休止・復帰)届を館長に提出しなければならない。

(活動証明書)

第10条 サポートスタッフとしての活動の証明が必要な場合は、様式第4号の活動証明申請書を館長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第11条 館長は第9条のほか、サポートスタッフが次の各号の一に該当すると認めた場合は登録を抹消することができる。

- 一 別に定める規定に違反したとき
- 二 第3条に定める活動の円滑な実施を妨げる行為があったとき
- 三 学生サポートスタッフが学生の身分を失ったとき
- 四 その他館の設置目的に反する行為があったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(様式) 略

第1号「サポートスタッフ登録申請書」

第2号「サポートスタッフ登録簿」

第3号「登録辞退（休止・復帰）届」

第4号「活動証明申請書」